

PCR等検査無料化事業 実施事業者募集要項

(令和4年4月1日改訂)

1 目的

飲食、イベント、旅行・帰省等の経済社会活動を行うにあたり検査が必要な方や、感染拡大傾向時に感染不安を抱える方が検査を無料で受けられる環境を整備するため、当該無料検査を実施する事業者（以下「実施事業者」という。）を募集します。

2 事業概要

本事業は、(1)ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業と(2)感染拡大傾向時の一般検査事業の2つの事業から構成されます。

(1) ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業

(以下「定着促進事業」という。)

経済社会活動を行うにあたり、「ワクチン・検査パッケージ制度」(※)又は「対象者全員検査」及び民間にて自主的に行う検査結果を確認するため必要となる検査を無料とする事業

(※) ワクチン・検査パッケージ制度

ワクチン・検査パッケージ制度に登録した飲食店やイベント主催者、旅行業等の事業者が、入店者・入場者等の利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することで、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等の下においても、感染リスクを低減させることにより、行動制限等を緩和できる制度

ア 無料検査対象者

飲食、イベント、旅行・帰省等の経済社会活動を行うあたり、検査が必要である方

※三重県在住者以外も対象とする。

イ 実施期間

令和4年6月30日(木)まで

(2) 感染拡大傾向時の一般検査事業 (以下「一般検査事業」という。)

感染拡大の傾向が見られる場合に(レベル2以上を想定)、知事の判断により、次のアに記載する対象者に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき検査受検を要請した区域の住民を対象にした検査を無料とする事業

ア 無料検査対象者

感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の住民

※三重県在住者。ワクチン接種・未接種を問わない。

イ 実施期間

感染拡大傾向が見られる場合に、知事が必要と認める期間

3 実施事業者における業務内容

(1) 検査申込受付

※原則、予約は不要とする。

ア 検査申込書（第3号様式）の受付

（定着促進事業の場合、概要・日付の分かるチケット・予約票・切符等または申立て（第3号様式別紙）の確認を含む。）

イ 身分証明書等の提示（免許証、保険証等）などによる本人確認

ウ 検査申込者への説明

実施事業者は、以下の説明内容を検査申込者に伝え、受検させること。

（ア）検査結果が陽性であった場合、検査申込者は受診・相談センターに連絡し、速やかに受診しなければならないこと。この場合において、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関の利用を避けるようにすること。

（イ）検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、検査申込者は引き続きマスクの着用、手指消毒等の感染予防策を徹底する必要があること。

（ウ）当該申込みにより実施された検査の結果は、検査受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかについての診断に用いることはできないこと。

（エ）当該実施事業者が連携する検査機関 ※第1項第1号事業者のみ。

(2) 検査の実施

ア PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査含む。以下同じ。）

事業区分	内容	実施可能事業者
第1項 第1号事業	検体（唾液、鼻腔ぬぐい液に限る）を本人が採取する際の立会い等、検査機関に対する検体の送付・検査受検者への結果通知書等の発行の求め等を行う事業	○医療機関 ○薬局 ○衛生検査所等 ○ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者
第1項 第2号事業	第1号事業者から送付された検体の検査、検査受検者への結果通知書等の発行等を行う事業	○医療機関 ○衛生検査所等
第2項 第1号事業	検体（鼻咽頭ぬぐい液、鼻腔ぬぐい液及び唾液に限る）の採取等、検体の検査、検査受検者への結果通知書等の発行等を行う事業（事業者が医療機関の場合のみ）	○医療機関

※検体は自己採取が原則であり、自己採取には「PCR検査等のための検体取の立会い等に係る留意事項(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」の内容を理解した者の立会いが必要。

※薬事承認等された検査試薬を使用すること。

※上記のほか「PCR検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」を遵守すること。

イ 抗原定性検査

事業区分	内容	実施可能事業者
第1項 第3号事業	検体（鼻腔ぬぐい液に限る）を本人が採取する際の立会い等、検体の検査結果の読み取り、検査受検者への結果通知書等の発行等を行う事業	○医療機関 ○薬局 ○衛生検査所等 ○ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者
第2項 第2号事業	検体（鼻咽頭ぬぐい液・鼻腔ぬぐい液に限る）の採取等、検体の検査、検査受検者への結果通知書等の発行等を行う事業（事業者が医療機関の場合のみ）	○医療機関

※検体は自己採取が原則であり、自己採取には、厚生労働省が公開しているWEB教材（ガイドライン及び理解度テスト。下記URL参照）の研修を受けた者（検査管理者）の立会いが必要。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

※薬事承認された検査キットを用いること。

※ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者においては、医薬品卸売販売業者から検査キットを購入する場合に、確認書の提出が必要。

上記の確認書については、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」別紙2参照

※上記のほか「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱(令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室)」を遵守すること。

(3) 検体採取実施場所の確保

ア 検査受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
(検体採取のときのみ一時的に区別することも可能。)

イ 当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び検査受検者のプライバシーに配慮していること。

ウ 検査管理者が検体採取の様子を十分に確認することができる程度の明るさを確保するとともに、適切な換気を行うこと。

(簡易な照明により一時的に十分な照度を確保することも可能。)

(4) 検査結果の通知

ア PCR検査等

検査機関が検査受検者に対して、結果通知書(第4号様式)を発行するとともに、実施事業者へ結果を報告する。(必要事項が記載されていればメール、アプリ等での通知も可。)

※実施事業者は検査機関に対して、結果通知書を検査受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を実施事業者に通知するよう求めること。

イ 抗原定性検査

検査を行った実施事業者が、結果通知書(第4号様式)を即日発行すること。(必要事項が記載されていればメール、アプリ等での通知も可。)

※ワクチン・検査パッケージ適用のイベント等の開催場所等において、事業者自らが抗原定性検査を実施し、その結果を確認する場合は、結果通知書の発行は要しない。

(5) 検査結果の活用

ワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者で結果通知書(陰性結果)を提示することで、人数制限などの緩和が受けられる。

【有効期限】

ア PCR検査等：検体採取日+3日

イ 抗原定性検査：検査日+1日

(6) 検体採取の立会い方法

第1項第1号又は第3号に掲げる事業の方法による立会いについては、次のア又はイの方法によることも可能とする。

ア ドライブスルー方式

ドライブスルー方式により検体採取の立会いを行う場合は、次に掲げる事項を遵守すること。

(ア)当該実施事業者の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること。

(イ)駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること。

(ウ)検査受検者のプライバシーに十分留意すること。

イ オンライン方式

※検査キット等を検査申込者に対して直接受け渡す場合 又は

離島・へき地等の地域の実情を踏まえ、知事が承認した場合のみ可能

オンライン方式により検体採取の立会いを行う場合は、掲げる事項を遵守すること。

- (ア) オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンライン又は郵送によることについて検査申込者の同意を得ること。
- (イ) 検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
- (ウ) 検査の受付又は離島・へき地への検査キット等の送付に当たり、検査キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
- (エ) 検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと。
- (オ) 検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、検査受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること。

(7) 検査実施に係る資料の保管

検査結果に関わらず、作成された検査申込書（第3号様式）及び検査結果通知書（第4号様式）の写しを実施事業者で保管すること。

(8) 週次の報告

実施事業者は、週ごとに、事業を実施した者の総数及びそのうち陽性結果が判明した者の総数を三重県に報告する必要がある。1週間（月～日）に検査実施した結果をとりまとめ、火曜日までに提出すること。

※検査数が0件の場合も、報告をすること。

ア 提出書類：検査記録報告表（第5号様式）

イ 提出先：原則、メールにより提出すること。

メール pcrkensa@pref.mie.lg.jp

(9) 留意事項

ワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者が行う第1項第1号又は第3号に掲げる事業は、当該事業者の事業に関連して行う事業に限るものとする。

4. 検査結果が陽性であった場合の対応

陽性疑いの方から、以下の内容を聞き取り、必要事項を伝える。

新型コロナウイルスの診療・検査に対応しているかかりつけ医はあるか。

→「はい」の場合

・速やかにかかりつけ医へ連絡をし、受診が可能か確認すること。

・かかりつけ医での受診が困難な場合や、受診先に迷う場合は、受診・相談センターへ連絡すること。

→「いいえ」の場合

・受診・相談センターへ連絡すること。

5 補助対象経費及び基準額（補助率 10/10）

1 区分	2 対象経費	3 基準額
検査等費用支援部分	検査キット購入費（PCR検査等の場合検査費用、送料等を含む。）	次に掲げる検査の区分に応じて当該各号に定める額 (1) PCR検査等 次により算出された額 購入先ごとの検査キット1個当たりの単価（8,500円（税込）を上限とする。）にそれぞれの検査回数を乗じて得た額の合計額 ※令和3年12月31日から令和4年6月30日までにおいては、実施事業者が医療機関である場合について、検体採取を行った医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託して実施した場合を除き、検査キット1個当たりの単価は7,000円（税込）を上限とする。 ※令和4年7月1日以降については、検査キット1個当たりの単価上限額を7,000円（税込）とする。 (2) 抗原定性検査 次により算出された額 購入先ごとの検査キット1個当たりの単価（1,500円（税込）を上限とする。）にそれぞれの検査回数を乗じて得た額の合計額 ※令和3年12月30日までは、3,500円（税込）を上限とし、令和4年3月31日までは、3,000円（税込）を上限とする。
	各種経費	次に掲げる検査の区分に応じて当該各号に定める額 (1) PCR検査等 検査1回当たり3,000円 (2) 抗原定性検査 検査1回当たり3,000円
検査体制整備支援等部分	検査体制整備費 （消耗品費、印刷製本費、材料費、修繕料、保険料、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、その他の経費）	1事業所当たり2,500,000円

（留意事項）

- ・ 用地取得費、貸付金または保証金は補助対象外です。
- ・ PCR検査機器などの高価な物品はリースとしてください。

- ・初期費用として「検査体制整備費」で物品を購入し事業を開始したのち、追加で同物品を購入する場合、「各種経費」の費用となります。

【検査1回あたり補助金額計算例：PCR検査等の場合】

- (1) 検査費用原価（送料等を含む）が7,500円の場合
7,500円（原価実費）+3,000円（定額）=10,500円
- (2) 検査費用原価（送料等を含む）が10,000円の場合
8,500円（上限額）+3,000円（定額）=11,500円

【検査1回あたり補助金額計算例：抗原定性検査の場合】

- 検査費用原価（キット仕入金額）が1,500円の場合
1,500円（原価実費）+3,000円（定額）=4,500円

6 応募要件・応募方法等

(1) 必要要件

- ア 医療機関、薬局、衛生検査所等又はワクチン検査パッケージ制度・対象者全員検査等登録事業者（飲食店、イベント主催者等）のいずれかであること。
- イ 検体採取場所が三重県内に所在していること。
- ウ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でなく、同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に規定する更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第2251号）に規定する民事再生手続開始の申し立ておよび破産法（平成16年法律第75号）に規定する破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有していないこと。また、当内容に該当しないことを確認するため、三重県が三重県警察本部に照会することについて承諾すること。
- カ 県税の全科目について滞納がないこと。

(2) 提出書類

実施要領を基に下記書類を「8 書類提出先・お問い合わせ先」へメール又は郵送により提出してください。

なお、メールの場合、件名に「【検査無料化事業】」と入力してください。

- ア 実施計画書（第1号様式）
- イ 事業所別実施計画書（第1号様式の2）
- ウ 誓約書（第2号様式）
- エ 検体採取又は検査を実施する場所の図面・写真

以下の項目を満たしていることが分かる図面・写真としてください。

（必要に応じて説明を記載してください。）

- ・他の場所と明確に区別されていること
 - ・一定の広さが確保されており、検査受検者のプライバシーに配慮していること
 - ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること
- ※感染拡大防止対策の確認のため、あわせて現地確認を行う場合があります。
※オンライン方式の場合は、「検体採取又は検査を実施する場所の図面・写真」は不要です。

(3) 応募期間

令和3年12月24日（金）から令和4年5月31日（火）まで

※感染状況や登録状況に応じて延長する場合があります

(4) 登録の通知

実施事業者としての登録が完了した後、県から申請事業者に対して、登録通知書を交付します。

(5) その他

ア 申請書等の各様式は、県のホームページからダウンロードできます。

イ 事業に係るお問い合わせ内容は、質問者に回答のうえ、必要に応じて県ホームページに掲載することがあります。（事業者名等の質問者が特定される情報を除く。）

ウ 予算の執行状況等により、途中で募集を停止する場合があります。

7 補助金の交付に係る手続き

後日、県ホームページに掲載する「補助事業の手引き」をご参照ください。

8 お問い合わせ先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県医療保健部 情報分析・検査プロジェクトチーム 検査推進班

TEL : 059-224-2062 FAX : 059-224-2558

E-mail : pcrkensa@pref.mie.lg.jp

県HP : <https://www.pref.mie.lg.jp/KANSENJO/HP/m0348600010.htm>